

一一

同	十月二十四日	同	船員大會
同	十月二十九日	同	(改定)解決報告
同	十一月二十九日	同	大阪上組問題に付大會
同	十二月一日	同	大阪上組問題に付協議會
同	十二月三日	同	ランチ乗組員有志懇談會
同	同	同	大阪上組問題解決報告大會

### 覺書（第一次解決内容）

昭和六年七月四日

上組合資會社船夫の労働條件に關して上組合資會社代表及神戸海友同志會代表者との間に於て協約すること左の如し

一、固定給として月額參拾圓を支給するものとす

二、手當として切り出しは百圓以上の額當り七錢也、五十圓以上九十九圓迄は當り九錢也、四十九圓未滿は當り拾一錢也を支

給するものとす

三、大阪行は二倍半の割合を以て支給するものとす

四、造船料は前積団當り二錢五厘也とし貨物積載後神戸二類組合の規定に基き支給するものとす

五、大阪行免狀泊りは翌々晩より支給するものとす大阪行電船料は往復共會社負擔とす、但し確實なる曳船の證明を要し此の内

直前泊りの場合は費用を負担して運賃割算するものとす

七、一ヶ月の總收入四十圓に充たざるものは四十圓迄は會社より支給するものとす、但し無届にて欠勤した者は之を適用せず

八、船夫は毎日出勤簿に捺印し出勤であることを表示し欠勤の際は其の理由を届出す可し

九、理由なくして貨物積載中は受持解を去る可からず、但しやむを得ずして去る場合は近接せる船夫若は船廻しに其の理由を傳

へ置く可きとのとす、若し無断にて貨物積載中の受持解を去りし場合は處分されるゝとも異議なきものとす

十、右各項は昭和六年七月四日より之を實施し團體協約に據らざれば變更することを得ず

右覺書を各一通づゝ相方責任者とし保管するものとす

昭和六年七月四日

上組合資會社代表 頭取 武 内 秀 吉  
神戸海友同志會代表 副會長 松 浦 清 一

### 覺書（第二次解決内容）

上組合資會社は其事業經營上昭和六年七月四日附船夫の労働條件に關し協約したる覺書を改訂する必要を生じ其意  
志を表示したるに神戸海友同志會は此申出を尊重し之が改訂に應ずることを快諾し且將來貨銀其他の改訂協調に關し  
意見一致せざる場合と雖も本覺書成立當時の趣旨に基き双方德義を重じ互護の精神を以て相互の融和を計り之を永續  
せしむ可き諒解の下に昭和六年十月廿七日上組合資會社船夫の服務並に貨銀支給方法に關し上組合資會社代表者と  
神戸海友同志會代表者の間に新に左の通り協約す